

社会福祉法人定款変更の手引き

宝塚市

令和7年12月改訂

目 次

I	社会福祉法人定款変更等の申請に係る共通注意事項	1
1	提出部数	1
2	提出先	1
3	提出時期等	1
4	議事録の提出について	2
5	議事録の記載要領	2
6	関係法令等	2
7	定款変更後の登記	2
8	その他	3
II	定款変更等に係る手続きについて	4
III	定款変更認可申請	5
1	社会福祉事業、公益事業及び収益事業の変更	5
2	定款の文言変更	8
IV	定款変更届出	10
1	事務所の所在地の変更	10
2	基本財産の追加	11
3	公告の方法の変更	13
V	承認申請	14
1	基本財産処分	14
2	基本財産担保提供	17
VI	報告	19
1	理事長の変更	19
VII	社会福祉事業について	20
1	第1種社会福祉事業	20
2	第2種社会福祉事業	21
VIII	参考資料	24
別紙1	社会福祉法人審査基準	24
別紙2	社会福祉法人定款例	38
別紙3	社会福祉法人審査要領	57
IX	様式	63

I 社会福祉法人定款変更等の申請に係る共通注意事項

1 提出部数

申請書類の提出部数は次のとおりです。

定款変更認可申請書（P5～9）	2 通（正本 1 通、副本 1 通）
基本財産処分承認申請書（P14～16）	
基本財産担保提供承認申請書（P17～19）	
定款変更届出書（P10～13）	1 通（正本 1 通）
報告（P20）	

2 提出先

宝塚市が所轄庁である社会福祉法人（主たる事務所が宝塚市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が宝塚市の範囲を超えないもの）のうち、高齢・障害（がい）関係施設運営法人については市地域福祉課、児童関係施設運営法人については市子ども政策課に提出してください。

〒665-8665 宝塚市東洋町 1－1

●高齢・障害（がい）関係施設運営法人

宝塚市健康福祉部地域福祉課

TEL (0797) 77-0653 FAX (0797) 71-1355

●児童関係施設運営法人

宝塚市子ども未来部子ども政策課

TEL (0797) 77-2419 FAX (0797) 77-2800

3 提出時期等

- (1) 定款変更は、届出事項（P10～13）を除き、評議員会の決議があっても、所轄庁の認可がないと効力が生じませんので、くれぐれも定款変更認可申請が事後にならないように注意してください（社会福祉法第45条の36第2項）。

特に、新たに事業を追加しようとする場合は、事業開始前に定款の変更認可が必要になります。事業開始予定日の1か月前には定款変更認可申請を行ってください。

- (2) 定款変更の届出事項については、評議員会の決議により定款の変更を行った後、速やかに提出してください。届出を怠ると、過料が科せられる場合があります（社会福祉法第45条の36第4項、第165条第4号）。

- (3) 基本財産の処分又は担保提供は、財産処分や資金の借入れが決定した後に形式的に行われることがないよう、処分や担保提供を行う2か月以上前から事前協議に入り、財産処分や担保提供予定日の1か月前には承認申請を行ってください。

（社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙1「社会福祉法人審査基準」第5－（2））（P37）

4 議事録の提出について

議事録の提出に当たっては、以下のとおり編綴してください。

	理事会・評議員会を開催した場合	決議の省略をした場合
理事会	・議事録 ・申請内容に係る議案資料 ・当該申請内容を議案とする評議員会の招集に係る議案資料	・決議の省略を行った議事録 ・理事の提案書 ・申請内容に係る議案資料 ・当該申請内容を議案とする評議員会の招集に係る議案資料 ・理事の同意書、監事の異議がない旨の確認書
評議員会	・議事録 ・申請内容に係る議案資料	・決議の省略を行った議事録 ・理事長の提案書 ・申請内容に係る議案資料 ・評議員の同意書

5 議事録の記載要領

理事会又は評議員会議事録を作成する場合、理事会又は評議員会への提出資料と相まって申請しようとする定款変更の内容が十分に読み取れるように具体的に記載してください。

議事録の記載が不十分で理事会又は評議員会の意思が確認できない場合は、再度、理事会又は評議員会で審議していただく場合もあります。

また、例えば、新しい事業を法人の事業として追加しようとする場合などは、新たに事業を行う旨の議決（予算・事業計画等も含めて）のほかに、これに伴って定款を変更する旨の議決も併せて行い、議事録に明記してください。定款変更の議決がない場合、定款変更の議決を改めて行っていただくことになりますので、注意してください。

6 関係法令等

社会福祉法人や社会福祉事業に関しては、様々な法令通知が出されています。定款の変更を行う場合は、関係する法令や通知を十分に検討し、遺漏のないように注意するとともに、申請手続を円滑に進めるため、申請書の提出先ほか関係機関に事前協議を行ってください。

7 定款変更後の登記

当該定款変更が法人の登記事項に関するものであれば、所轄庁の認可を得た後、2週間以内に変更の登記をしなければなりません（組合等登記令第3条）。

※登記手続が遅れた場合は、裁判所による過料が課せられる場合があります。

当該定款変更認可事項にかかる変更の登記の後、法人登記事項証明書の写しを提出してください。

8 その他

手引には、一般的に必要な書類を掲載していますが、申請の内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

Ⅱ 定款変更等に係る手続きについて

1 定款変更認可事項

所轄庁の認可を受けなければならない定款変更の主な事項は、以下のとおりです。

- (1) 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の変更 (P5)
- (2) 定款の文言変更 (用語等の変更、基本財産の変更 等) (P8)

2 定款変更届出事項

定款変更に係る所轄庁への届出事項は、以下のとおりです。

(社会福祉法第45条の3第4項、社会福祉法施行規則第4条)

- (1) 事務所の所在地の変更 (P10)
- (2) 基本財産の追加 (P11)
- (3) 公告の方法の変更 (P13)

3 承認事項

所轄庁の承認を受けなければならない事項は、以下のとおりです。

(社会福祉法人の認可について (平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

別紙1「社会福祉法人審査基準」第2の2(1)ア (P29)

- (1) 基本財産の処分 (P14)
- (2) 基本財産担保提供 (P17)

4 報告事項

所轄庁への報告事項は、以下のとおりです。

- (1) 理事長の変更 (P20)

Ⅲ 定款変更認可申請

1 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の変更

(1) 提出の時期

ア 事業を追加しようとする場合は、事業開始予定日の1か月前に内容の整った申請書を提出してください。

イ 事業を廃止した場合は、直ちに決算を行い、残余財産の処分方法について決定し、遅滞なく定款変更の認可申請書を提出してください。

(2) 提出部数

2通（正本1通、副本1通）

(3) 主な認可要件

ア 社会福祉事業

① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業であること。

なお、次に掲げる事業は、社会福祉事業に含まれません。（社会福祉法第2条第4項、同法施行令第1条、同法施行規則第1条）

- ・ 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- ・ 実施期間が6か月を超えない事業
- ・ 社団又は組合の行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの
- ・ 常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人に満たないもの 等

② 事業計画及び建設計画等が、法令通知に定める要件を充たしていること。

又は、要件を充たしているものとして、施設の設置認可や開設許可等が行われていることが確実であること。（※局長通知第1の1、課長通知第1の1）

③ 事業に必要な資産が確保されていること。（※局長通知第2、課長通知第2）

④ 当該社会福祉事業を適正に確保できる職員構成となっていること。

※局長通知（P25）

「社会福祉法人の認可について」（審査基準）（平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局通知）

※課長通知（P58）

「社会福祉法人の認可について」（審査要領）（平成12年12月1日付障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長通知）

イ 公益事業

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ③ 当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあること。
- ④ 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑤ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

ウ 収益事業

- ① 事業内容が、法人の社会的信用を傷つける恐れがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。
- ② 当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業は認められないこと。
- ③ 当該事業を行うのに必要な資産は、社会福祉事業及び公益事業の用に供する資産と明確に分離できるものであること。
- ④ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

(4) 提出書類

提出書類は、別表 1 のとおりです。

なお、定款の文言変更、基本財産の追加等を併せて行う場合は、それぞれの項を参照してください。

別表 1

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

提出書類		様式
1	提出書類目録	
2	社会福祉法人定款変更認可申請書	1
3	理事会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-1
4	評議員会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-2
5	変更後の定款	
6	財産目録（併せて施設整備を行わない場合は不要） ※追加した基本財産が掲載されているもの。期中に取得した場合等で 財産目録に計上されていない場合は、固定資産管理台帳と財産目録 （直近）を提出してください。	3
7 事業 計画 等	1 2か年度分の事業計画（案）	4
	2 2か年度分の収支予算書（案）	5
	3 減免規程（第二種社会福祉事業に規定する介護老人保健施設を経営する 場合）	
	4 受託事業概要説明書（受託事業を行う場合）	6
	5 受託契約書（写）	
	6 関係条例等（写）	
8	施設長（管理者）就任承諾書、履歴書、資格が必要な場合は資格証明書 （写）（すでに就任している場合は任命辞令（写））	7・8
9	事業認可を証する書類（写）	
10	【事業廃止の場合】 廃止事業に係る決算書（写）、財産処分方法説明書及び事業の廃止届 （写）又は認可書（写）等	
11	【施設整備を伴う場合】 ※P12～基本財産の追加の3提出書類 7-1～7-3 参照	

〔注1 提出書類は漏れのないよう確認してください。〕

〔注2 提出書類はこの順序で編綴してください。〕

〔注3 様式については、P64を参照してください。〕

2 定款の文言変更

(1) 提出の時期

定款変更に係る評議員会の決議後、速やかに申請を行ってください。

なお、基本財産の処分に伴う定款変更をする場合は、基本財産の処分に係る所轄庁の承認（P14）を受けて処分の手続（不動産について、登記の変更も必要）を行った後、速やかに申請を行ってください。

(2) 提出部数

2 通（正本 1 通、副本 1 通）

(3) 主な認可要件

ア 用語等の変更の場合

変更内容が法令等に則った内容、または法令等に反しない内容であること。

イ 建物の取壊し等の基本財産の処分により、基本財産の変更を伴う場合

基本財産の処分に係る所轄庁の承認（P14）を受けていること。

(4) 提出書類

提出書類は、別表 2 のとおりです。

※ 6 ～ 10 は、基本財産に変更が生じた場合に、該当する書類を提出してください。

別表 2

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

	提出書類	様式
1	提出書類目録	
2	社会福祉法人定款変更認可申請書	1
3	理事会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-1
4	評議員会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-2
5	変更後の定款	
6	財産目録 ※追加した基本財産が掲載されているもの。期中に取得した場合等で財産目録に計上されていない場合は、固定資産管理台帳と財産目録（直近）を提出してください。	3
7	【土地を処分した場合】法務局備え付けの公図（写）	
8	【建物を処分した場合】建物の配置図	
9	【基本財産を処分した場合】基本財産処分申請書及び承認書（写）	

10 施設整備をする場合	1	施設整備収支決算書	9
	2	【補助金を受けた場合】補助金・助成金確定通知書（写）	
	3	【借入をした場合】金銭消費貸借契約書（写）	
		償還計画書	1 6
	4	【個人から償還財源に係る贈与がある場合】 ・ 償還財源贈与契約書（写） ・ 贈与者の身分証明書、印鑑登録証明書及び所得証明書（写）	1 7
	5	【地方公共団体から償還財源に係る贈与がある場合】 確約書又は補助通知書（写）	
	6	【団体から償還財源に係る贈与がある場合】 団体の定款、法人登記簿謄本、役員会議事録（写）、前年度決算書（写）	
	7	【後援会から償還財源に係る贈与がある場合】 後援会の規約、会員名簿、議事録（写）、前年度決算書（写）、過去の寄附実績説明書	
	8	【建設に係る寄附を受けた場合】 建設資金贈与契約書（写）又は寄附申込書（写）	1 8
		寄附金を受領した預金通帳（写）	
	9	工事請負契約書（写）	
	10	設計監理契約書（写）	
	11	【土地を購入した場合】土地売買契約書（写）	
	12	法務局備え付けの公図（写）（建物のみの追加する場合は不要）	
	13	不動産登記簿謄本（写）	
	14	【土地を借りた場合】土地賃貸借契約書（写）	
	15	建設図面（写）（土地のみの場合は不要）	

〔注 1 提出書類は漏れのないよう確認してください。〕

〔注 2 提出書類はこの順序で編綴してください。〕

〔注 3 様式については、P 64 を参照してください。〕

IV 定款変更届出

1 事務所の所在地の変更

(1) 提出の時期

法人の事務所所在地の変更登記が終了し、定款変更に係る評議員会の決議を経た後、速やかに提出してください。

(2) 提出部数

1 通（正本 1 通）

(3) 手続上の注意点

ア 法人の事務所は、社会福祉協議会等施設の経営を行わない法人を除き、原則として法人が経営する施設内に置くようにしてください。

イ 従たる事務所を新たに設置しようとする場合は、届出ではなく設置前に定款変更認可申請の手続き（P5）が必要となります。

(4) 提出書類

提出書類は、別表 3 のとおりです。

別表 3

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

	提出書類	様式
1	提出書類目録	
2	社会福祉法人定款変更届出書	2 0
3	理事会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-1
4	評議員会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-2
5	変更後の定款	
6	所在地変更後の法人登記簿謄本（写）	
7	法人事務所の所有権（使用权）を証する書類（写） （不動産登記簿謄本、賃貸借契約書等）	

〔注 1 提出書類は漏れのないよう確認してください。〕

〔注 2 提出書類はこの順序で編綴してください。〕

〔注 3 様式については、P64を参照してください。〕

2 基本財産の追加

(1) 提出の時期

追加した基本財産の登記を行い、定款変更に係る評議員会の決議を経た後、速やかに提出してください。

(2) 提出部数

1 通（正本 1 通）

(3) 手続上の注意点

ア 以下に掲げる基本財産の単純な増加の場合に限り、届出事項となります。

① 現金の増加

② 土地の追加

③ 建物の新築及び増築（既存建物の取壊し等、処分を伴わない場合に限る。）

イ 登記を伴わない建物の附属設備（スプリンクラー、エレベーター、冷暖房設備）の整備など、面積に増加がない場合、届出の必要はありません。

ウ 基本財産の処分に伴う基本財産の追加の場合には、基本財産処分承認申請（P14）及び定款変更認可申請（P5）が必要となります。

(4) 提出書類

提出書類は、別表 4 のとおりです。

別表 4

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

		提出書類	様式
1		提出書類目録	
2		社会福祉法人定款変更届出書	2 0
3		理事会議事録（写）（議案資料含む。）	2-1
4		評議員会議事録（写）（議案資料含む。）	2-2
5		変更後の定款	
6		財産目録 ※追加した基本財産が掲載されているもの。期中に取得した場合等で財産目録に計上されていない場合は、固定資産管理台帳と財産目録（直近）を提出してください。	3
7 施設整備 する場合	1	法務局備え付けの公図（写）（建物のみ追加する場合は不要）	
	2	不動産登記簿謄本（写）	
	3	建設図面（写）（土地のみの場合は不要）	
8		【現金を追加した場合】残高証明書（写）	

〔注 1 提出書類は漏れのないよう確認してください。〕

〔注 2 提出書類はこの順序で編綴してください。〕

〔注 3 様式については、P64を参照してください。〕

3 公告の方法の変更

(1) 提出の時期

定款変更に係る評議員会の決議を経た後、速やかに提出して下さい。

(2) 提出部数

1 通 (正本 1 通)

(3) 提出書類

提出書類は、別表 5 のとおりです。

別表 5

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

	提出書類	様式
1	提出書類目録	
2	社会福祉法人定款変更届出書	2 0
3	理事会議事録 (写) (議案資料を含む。)	2-1
4	評議員会議事録 (写) (議案資料を含む。)	2-2
5	変更後の定款	

[注 1 提出書類は漏れのないよう確認してください。]

[注 2 提出書類はこの順序で編綴してください。]

[注 3 様式については、P64 を参照してください。]

V 承認申請

1 基本財産処分

(1) 提出の時期

基本財産の処分に係る理事会、評議員会の決議を経た後、速やかに提出してください。

(2) 提出部数

2通（正本1通、副本1通）

(3) 手続上の注意点

ア 以下のような場合に、基本財産の処分の承認が必要となります。

- ① 基本財産の取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定をする場合
- ② 基本財産をその他財産、公益事業又は収益事業用財産へ切り替える場合
- ③ 基本財産（基金）を取り壊す場合

イ 老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助金を受けて施設の改築等を行う場合は、承認を受ける必要はありません。

ウ 基本財産の処分に係る所轄庁の承認を受けて処分を行った後、定款変更認可申請を行ってください。（P5）

(4) 主な承認要件

ア 事業の目的遂行上、必要やむを得ないものと認められること。

イ 処分の方法が妥当であり、法人に不当な損失を与えるものではないこと。

ウ 処分後も事業に必要な資産が確保されており、事業経営に支障が生じないと認められること。（局長通知第2、課長通知第2：P5参照）

(5) 提出書類

提出書類は、別表6のとおりです。

別表 6

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

		提出書類	様式
1		提出書類目録	
2		基本財産処分承認申請書	2 1
3		理事会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-1
4		評議員会議事録（写）（議案資料を含む。）	
5		財産目録（処分前のもの）	3
6		【土地・建物を処分する場合】不動産登記簿謄本（写）	
7		【土地を処分する場合】法務局備え付けの公図（写）	
8		【建物を処分する場合】建物図面（写）	
9	1	【建物を処分する場合】取壊工事の収支予算書	9
	2	取壊工事見積書（写）	
	3	取壊費用の財源を証する書類（補助金、借入金、寄附金関係書類）（写）	
	4	跡地の利用計画書	
10 跡地に建物を新設する場合	1	施設整備収支予算書	9
	2	【補助金を受ける場合】補助金・助成金確定通知書（写）	
	3	【借入をする場合】金銭消費貸借契約書（写）	
		償還計画書	1 6
	4	【個人から償還財源に係る贈与がある場合】 ・償還財源贈与契約書（写） ・贈与者の身分証明書、印鑑登録証明書及び所得証明書（写）	1 7
	5	【地方公共団体から償還財源に係る贈与がある場合】 確約書（写）又は補助通知書（写）	
	6	【団体から償還財源に係る贈与がある場合】 団体の定款、法人登記簿謄本、役員会議事録（写）、前年度決算書（写）	
	7	【後援会から償還財源に係る贈与がある場合】 後援会の規約、会員名簿、議事録（写）、前年度決算書（写）、過去の寄附実績説明書	
	8	【建設に係る寄附を受ける場合】 建設資金贈与契約書（写）又は寄附申込書（写）	1 8
		寄附金領収書（写）、寄附金を受領した預金通帳（写）	
	9	工事見積書（写）又は契約書（写）	

	10	設計監理見積書（写）又は契約書（写）	
	11	【土地を購入する場合】土地売買契約書（写）	
	12	法務局備え付けの公図（写）（建物のみ追加する場合は不要）	
	13	不動産登記簿謄本（写）	
	14	【土地を借りる場合】土地賃貸借契約書（写）	
	15	建設図面（写）（土地のみの場合は不要）	
1 1		【基本財産を譲渡する場合】 売却予定価格説明資料、売却代金の使途説明書	
1 2		【基本財産を交換する場合】 交換する両不動産の価格評価書等（写）、不動産交換覚書等（写）	
1 3		【基本財産（基金）を取崩す場合】残高証明書（写）	

〔注 1 提出書類は漏れのないよう確認してください。〕

〔注 2 提出書類はこの順序で編綴してください。〕

〔注 3 様式については、P64 を参照してください。〕

2 基本財産担保提供

(1) 提出の時期

基本財産の担保提供に係る理事会、評議員会の決議を経た後、速やかに提出してください。

(2) 提出部数

2通（正本1通、副本1通）

(3) 手続上の注意点

ア 定款において、以下の事項については所轄庁の承認を必要としない旨を定めている場合には、申請の必要はありません。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して担保提供を行う場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保提供を行う場合
- ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合（様式25）

イ 上記を除き、既に担保として提供している物件の変更を行う場合は、所轄庁の承認が必要です。

ウ 担保権が根抵当権の場合は原則認められません。

エ 社会福祉施設の用に供されている基本財産を担保に提供しようとする場合は、事前に兵庫県健康福祉部の施設整備担当課、施設認可等担当課などと協議を行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、別表7のとおりです。

別表 7

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

提出書類		様式
1	提出書類目録	
2	基本財産担保提供承認申請書	2 2
3	理事会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-1
4	評議員会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-2
5	財産目録	3
6	【担保提供財産が不動産の場合】不動産登記簿謄本	
7	資金計画書	
8	償還計画書	1 6
9	資金収支計算書	
1 0	事業活動計算書	
1 1 施設整備をする場合	1 施設整備収支予算書	9
	2 借入金予定通知書（写）	
	3 【補助金等を受ける場合】補助金交付決定通知書等（写）	
	4 【個人から償還財源に係る贈与がある場合】 償還財源贈与契約書（写）	1 7
	贈与者の身分証明書（写）、印鑑登録証明書（写）、所得証明書（写）	
	5 【地方公共団体から償還財源に係る贈与がある場合】 確約書又は補助通知書（写）	
	6 【団体から償還財源に係る贈与がある場合】 団体の定款、法人登記簿謄本、役員会議事録（写）、前年度決算書（写）	
	7 【後援会から償還財源に係る贈与がある場合】 後援会の規約、会員名簿、議事録（写）、前年度決算書（写）、 過去の寄附実績説明書	
	8 【建設に係る寄附を受ける場合】 建設資金贈与契約書（写）又は寄附申込書（写）	1 8
	寄附金領収書（写）、寄附金を受領した預金通帳（写）	
	9 工事見積書（写）又は契約書（写）	
	1 0 設計監理見積書（写）又は契約書（写）	
1 1	【土地等を購入する場合】土地売買契約書（写）	
1 2	借入理由書	

〔注 1 提出書類は漏れのないよう確認してください。〕

〔注 2 提出書類はこの順序で編綴してください。〕

〔注 3 提出については、P64を参照してください。〕

VI 報告

1 理事長の変更

(1) 報告の対象

ア 報告が必要な場合

定時評議員会後の理事会以外で、理事長を新たに選任した場合

イ 報告が不要な場合

① 理事長を重任した場合

② 定時評議員会後の理事会で理事長を重任し、役員等名簿を本市に届け出ている場合

(2) 提出部数

1 通（正本 1 通）

(3) 報告の時期

理事会での選任議決を行い、法人登記の変更を行った後、速やかに報告してください。

なお、理事長を理事会で選任した場合、重任時も含めて、選任後 2 週間以内に地方法務局への登記申請を行う必要があります（組合等登記令第 3 条）。

(4) 提出書類

提出書類は、別表 8 のとおりです。

別表 8

提出書類目録

社会福祉法人〇〇〇〇

	提出書類	様式
1	提出書類目録	
2	社会福祉法人理事長変更報告書	2 3
3	理事会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-2
4	評議員会議事録（写）（議案資料を含む。）	2-1
5	理事長変更後の法人登記簿謄本（写）	
6	履歴書（写）及び理事長就任承諾書（写）	8・2 4
7	役員名簿（理事、監事、評議員）	

〔注 1 提出書類は漏れのないよう確認してください。〕

〔注 2 提出書類はこの順序で編綴してください。〕

〔注 3 様式については、P64 を参照してください。〕

VII 社会福祉事業について

1 第1種社会福祉事業

根 拠 法	事 業
生活保護法	・ 救護施設の経営 ・ 更生施設の経営 ・ その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設の経営 ・ 生計困難者に対して助葬を行う事業
児童福祉法	・ 乳児院の経営 ・ 母子生活支援施設の経営 ・ 児童養護施設の経営 ・ 障害児入所施設の経営 ・ 児童心理治療施設の経営 ・ 児童自立支援施設の経営
老人福祉法	・ 養護老人ホームの経営 ・ 特別養護老人ホームの経営 ・ 軽費老人ホームの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・ 障害者支援施設の経営
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	・ 女性自立支援施設の経営の経営
社会福祉法	・ 授産施設の経営 ・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

2 第2種社会福祉事業

根 拠 法	事 業
社会福祉法	・ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 ・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 ・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 ・ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 ・ 隣保事業 ・ 福祉サービス利用援助事業 ・ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
生活困窮者自立支援法	・ 認定生活困窮者就労訓練事業
児童福祉法	・ 障害児通所支援事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模住居型児童養育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 親子再統合支援事業 ・ 社会的養護自立支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業 ・ 妊産婦等生活援助事業 ・ 子育て世帯訪問支援事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 親子関係形成支援事業 ・ 乳児等通園支援事業 ・ 助産施設の経営 ・ 保育所の経営 ・ 児童厚生施設の経営

	・児童家庭支援センターの経営 ・里親支援センターの経営 ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・幼保連携型認定こども園の経営
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	・養子縁組あっせん事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法	・母子家庭日常生活支援事業 ・父子家庭日常生活支援事業 ・寡婦日常生活支援事業 ・母子・父子福祉施設を経営する事業
老人福祉法	・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業 ・老人デイサービスセンターの経営 ・老人短期入所施設の経営 ・老人福祉センターの経営 ・老人介護支援センターの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターの経営 ・福祉ホームの経営

身体障害者福祉法	・身体障害者生活訓練等事業 ・手話通訳事業 ・介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業 ・身体障害者福祉センターの経営 ・補装具製作施設の経営 ・盲導犬訓練施設の経営 ・視覚障害者情報提供施設の経営 ・身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者福祉法	・知的障害者の更生相談に応ずる事業

VIII 参考資料

社会福祉法人審査基準

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙1

（最終改正：令和2年12月25日）

別紙1 社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- （1） 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- （2） 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- （3） 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- （4） 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- （5） 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事

業について」に基づいて無料又は低額な料金を診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益

事業に充てること。

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、（3）は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長

連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト

型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

（1） 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共

同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

（2） その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

（3） 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

（1） 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適當ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

（2） 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
 - ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
 - ③ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること
- (3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

4 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。
 - ① 法人（同項第1号）
 - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第2号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条6の2）
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの

者（同項第3号）

④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）

⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）

（6） 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

2 評議員

（1） 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。

（2） 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。

（3） 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。

（4） 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条の7及び第2条の8）。

（5） 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第4条）。

3 理事

（1） 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

（2） 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）

② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）

③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同

項第3号)

- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項）。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（法第45条の16第2項第2号）。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
 - ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）
- (3) 監事は、2人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第45条の2第1項）。

また、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと（同条第3項）。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。

- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益

計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること（法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3）。

6 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下（1）において「専門家」という。）を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

- (2) 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第34条の2第1項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第4項及び施行規則第2条の5）。
- (3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の32第1項）。また、従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが（同条2項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第2条の5）。
- (4) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後3月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の34第1項）。また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第5項及び施行規則第2条の5）。

7 その他

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること（同項ただし書）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。

- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること（法第42条第1項）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（法第42条第2項）。

- (3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。

- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第45条の6第2項）。

- (5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（法第45条の3第2項）。

- (6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること（法第45条の6第4項）。なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

- (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。（例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。）

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。

① 全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

② 地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

(2) 法人が行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。

(4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

(5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。

(6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、指定都

市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

2 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府県市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。

3 その他

- （１） 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実にした後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- （２） 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

第5 その他

- （１） 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- （２） 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。
- （３） 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。
- （４） 法人は、毎会計年度終了後３月以内に、施行規則第９条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと（法第５９条）。また、計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第１０条の２第２号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第４５条の３４第１項第４号）のうち施行規則第２条の４１第１号から第１３号まで及び第１６号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第１４号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。
- （５） 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること（法第５９条の２第１項及び施

行規則第10条)。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと(施行規則第10条第3項)。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること(施行規則第10条第2項)。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

- (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

別記第1 (略)

別紙2 社会福祉法人定款例

<説 明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任 意 的 記 載 事 項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除	・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・ その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる

	(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項) ・その他の重要な業務執行の決定	評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項
--	---	---

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(１) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(２) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

(１) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(２) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(３) 上記記載は、あくまで一例であるので、(１)、(２)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(４) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(１) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

- (9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるも

のとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

（備考）

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（備考一）

確定数とすることも可能。

（備考二）

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に 1 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第 45 条の 9 第 1 項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後 3 ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第 45 条の 9 第 2 項）。

(招集)

第二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3 分の 2 以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

（役員<及び会計監査人>の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 ○○名以上○○名以内

（2）監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

（備考）

（1）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

（2）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（3）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名以内を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（4）会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

（5）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

- 2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

- 3 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

＜例＞

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録さ

れた事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給

することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

（備考三）

費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（1）地域の代表者

（2）利用者又は利用者の家族の代表者

（3）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めること

は差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

〔招集〕

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

（2）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第三項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例１：理事会の承認、例２：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福

祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

（解散）

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

（定款の変更）

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

（施行細則）

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<会計監査人>.

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

社会福祉法人審査要領

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）別紙

（最終改正：令和2年3月31日）

別紙3 社会福祉法人審査要領

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
 - ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。
 - イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。
 - ウ 事業規模に応じた資産を有すること。
 - エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の全部が参加することを原則とすること。
 - オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。
 - カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。
- (2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
 - ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。
 - イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加していること。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、(1)に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、(1)エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。
- (3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進

のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。

- (4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（（3）を除く。）
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用するような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しな

い時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営営する場合

(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

第2 法人の資産

(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

(2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。

(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)上の障害福祉サービス又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。

- (6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。

- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

- (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

- (9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

- (10) (8)の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。

- (11) (8)の場合により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 資本金等

エ 事業内容

- オ 役員の数及び代表者の氏名
- カ 従業員の数
- キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ク 保有する理由
- ケ 当該株式等の入手日
- コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

第3 法人の組織運営

- (1) 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けているものが該当すること。
- (2) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (3) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

第4 担保提供の承認

- (1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- (2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- (3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

- (4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

IX 様式

様式番号	様式名
様式 1	社会福祉法人定款変更認可申請書 〔局長通知別記第 1 様式第 2〕
様式 2－1	社会福祉法人理事会議事録
様式 2－2	社会福祉法人評議員会議事録
様式 3	財産目録
様式 4－1	事業計画書（保育所）
様式 4－2	事業計画書（特別養護老人ホーム）
様式 5	収支予算書
様式 6	受託事業概要説明書
様式 7	施設長就任承諾書
様式 8	履歴書
様式 9	施設整備（建設）収支予算書（決算書）
様式 1 0	不動産贈与契約書
様式 1 1	所有権移転登記確約書
様式 1 2	地上権設定契約書
様式 1 3	地上権設定登記誓約書
様式 1 4	土地賃貸借契約書
様式 1 5	賃借権登記誓約書
様式 1 6	償還計画書
様式 1 7	償還財源贈与契約書
様式 1 8	建設資金贈与契約書
様式 1 9	基本財産編入誓約書
様式 2 0	社会福祉法人定款変更届出書 〔局長通知別記第 1 様式第 2〕
様式 2 1	基本財産処分承認申請書 〔局長通知別記第 1 様式第 5〕
様式 2 2	基本財産担保提供承認申請書 〔局長通知別記第 1 様式第 6〕
様式 2 3	社会福祉法人理事長変更報告書
様式 2 4	理事長就任承諾書
様式 2 5	民間金融機関からの借入に関する意見書

※ 様式中に「印」等の表記がありますが、参考例を示したものであり、押印を求める趣旨ではありません。